## 根拠法令

医療法 (昭和二十三年法律第二百五号)

第三十条の二十三 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場(次項において「地域医療対策協議会」という。)を設け、これらの者の協力を得て、同項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、当該協議が調つた事項について、公表しなければならない。 (略)

- 2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、医師の確保を特に図るべき区域に派遣される医師の能力の開発及び向上を図ることを目的とするものとして厚生労働省令で定める計画に関する事項

二から四まで (略)

五 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行 う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項

六及び七(略)

医療法第三十条の二十三第二項第五号に規定する取組を定める省令 (平成三十一年文部科学省・厚生労働省令第一号)

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の二十三第二項第五号の規定に基づき、医療法 第三十条の二十三第二項第五号に規定する取組を定める省令を次のように定める。

<u>医療法</u>(昭和二十三年<u>法</u>律第二百五号。以下「法」という。)第三十条の二十三第二項第五号の 文部科学省令・厚生労働省令で定める取組は、次の各号に掲げるものとする。

一 大学 (学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定する大学をいう。以下同じ。) の医学部の入学者の一部を、他の入学者と区別して、卒業後に一定の期間にわたり、都道府県 (将来において医師の数が少ないことが見込まれると厚生労働大臣が認めた法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域を有するものに限る。) に所在する医療提供施設において、法第三十条の二十三第二項第一号に規定する計画に基づき診療に従事する意思を有する者のうちから選抜すること。

二及び三 (略)